

兵労発雇均 0622 第 1 号
令 和 4 年 6 月 2 2 日

兵庫県商工会連合会 会長様

兵 庫 労 働 局 長
(公 印 省 略)

夏季における年次有給休暇の取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和2年に 56.6% と前年より 0.3 ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）等で掲げられている、令和7年までに取得率を 70% とする政府目標とは、大きな乖離があります。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上の年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度^(※1) や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※2) については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため厚生労働省ではこの夏における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下団体・企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、本ポスター・リーフレットは以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

- 「働き方・休み方改善ポータルサイト」内「年次有給休暇取得促進特設サイト」
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年休の計画的付与制度がある企業割合は 46.2% と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約 2 倍となっています。

(※2) 年休の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課（担当：田邊、水原）

TEL: 078-367-0700 FAX: 078-367-9050